

第4章 競争環境の整備

第1 ガイドラインの改定等

1 概説

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とそれらの適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

令和6年度においては、主に以下のガイドラインの改定等に取り組んだ。

2 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定

我が国は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度の温室効果ガスの削減目標や2050年カーボンニュートラル実現という目標を掲げている。これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」を実現する必要がある。

グリーン社会の実現に向けた事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の取組については、今後一層活発化・具体化すると考えられるところ、公正取引委員会は、事業者等によるグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、令和5年3月、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」という。）を公表した。グリーンガイドラインの公表以降、当委員会は、その内容について、事業者等への周知・説明を実施するとともに、具体的な取組に関する相談を受けてきた。

グリーンガイドラインについて、公正取引委員会は、継続的に見直しを行うことを表明しているところ、具体的な相談事例や事業者等との意見交換の結果を踏まえ、グリーン社会の実現に向けた共同廃棄、共同調達等の取組について、独占禁止法上の考え方の更なる明確化を図るべく、令和6年4月24日、グリーンガイドラインを改定した。

3 「適正な電力取引についての指針」の改定

公正取引委員会は、経済産業省と共同して、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上及び電気事業法（昭和39年法律第170号）上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に策定・公表し、随時改定している。

公正取引委員会は、経済産業省における部分供給の廃止及び分割供給の導入の決定に伴い、令和6年9月18日に、経済産業省と共同して本指針を改定するとともに、同年1月17日に公表した「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」において、旧一般電気事業者が他の小売電気事業者との相対契約の中で取引制限条項を設定することに関する独占禁止法上の考え方を示したことを踏まえ、同年11月22日に、経済産業省と共同して本指針を改定した。

4 「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」の策定

我が国において、後発医薬品の供給不安が長期化しているところ、令和6年5月22日、厚生労働省において、「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられた。当該報告書においては、後発医薬品の安定供給の実現のために、企業間の連携・協力等が必要であることが示された。

当該報告書等を踏まえ、今後一層、後発医薬品の安定供給の実現に向けた事業者の取組が活発化・具体化すると考えられるため、公正取引委員会は、独占禁止法の適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等の後発医薬品の安定供給の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、独占禁止法の考え方を整理し、厚生労働省と共同して「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」を策定し、令和7年2月17日に公表した。

第2 実態調査

1 概説

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法上又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管省庁による規制や制度の見直し等を提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

令和6年度においては、主に以下の実態調査を実施した。

2 電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査

我が国は、2050年までにカーボンニュートラルを目指すこととしており、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、2035年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を100%とする目標等に向け、充電インフラの整備等を支援することとしている。このような政府目標を踏まえると、電気自動車（以下「EV」という。）充電サービス市場は、今後、急速な成長が見込まれる市場であり、かつ、市場環境も大きく変化することが予想される。そこで、公正取引委員会は、競争政策の観点からグリーン社会の実現を後押しすることを目的として、令和5年7月に「高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査報告書」を公表し、市場メカニズムを働かせてイノベーションの活性化等を図る観点から提言を行った。

公正取引委員会は、その後も、充電インフラ整備における市場メカニズムの働きを促進し、競争政策の観点からグリーン社会の実現を後押しすることが引き続き重要であると考え、高速道路外におけるEV充電サービスに着目した第二次実態調査を行い、令和6年5月29日に「電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、EV充電サービスを提供する事業者が複数存在するようになってきた現状を踏まえ、自治体がEV充電器の新規設置や入替えを行う場合には、公募等により複数

の事業者から設置事業者を選定することや、自治体が自ら料金設定するEV充電器については、自治体も採算を踏まえた利用料金を設定することが競争政策上望ましいなどの提言を行った。また、EV充電サービス事業者間の相互利用連携（注）を推進することで新規参入の促進等が期待されるため、相互利用連携を推進することは競争政策上望ましいとの考えを示し、今後相互利用連携が行われやすい環境を整備するに当たり、関係省庁である経済産業省が関係者間での議論の場を設けることが望ましいなどの提言を行った。

（注）EV充電サービス事業者は、主に会員制によりEV充電サービスを提供している。相互利用連携とは、連携先の事業者のEV充電器も自社のEV充電器と同様の条件で利用できるよう、EV充電サービス事業者同士が相互に連携することをいう。

（詳細については令和6年5月29日報道発表資料「電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240529_ev2.html



3 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査

公正取引委員会は、これまで、人材分野・芸能分野における公正かつ自由な競争を促進するための様々な取組を進めてきた。また、コンテンツ産業活性化戦略（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）において策定・明記）において、「実演家等が働きやすい環境を作るためには、取引慣行を是正していくことが不可欠である。現下の技術革新の中で、コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行」うなどとされた。このような状況を踏まえ、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所・プロダクションとの契約等について実態調査を実施し、令和6年12月26日に「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書（クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）」を公表した。

本調査の結果、芸能事務所と実演家との間において、実演家の移籍・独立を妨害するなど、公正競争阻害性が認められる場合には独占禁止法上問題となる行為が確認されたほか、契約が書面により行われないなど優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る行為も確認された。また、放送事業者等やレコード会社と芸能事務所・実演家の間においても、公正競争阻害性が認められる場合には独占禁止法上問題となる行為が確認された。

公正取引委員会は、これらの独占禁止法上問題となる行為の未然防止のため、本調査結

果を公表するとともに、芸能事務所、放送事業者等、レコード会社、関係事業者団体等の関係事業者に対して、本報告書の内容について周知を行った。

（詳細については令和6年12月26日報道発表資料「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査（クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）」について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226_geinou.html



4 フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査

公正取引委員会は、かねてから、食品流通市場における競争環境について懸念を有しており、平成4年12月に「加工食品業界の流通実態に関する調査報告」、平成23年10月に「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」、平成26年6月に「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」をそれぞれ公表してきた。このような状況の中で、食品流通市場における「商慣行」について競争政策上の問題を懸念する声が寄せられていたことなどを踏まえ、独占禁止法上の優越的地位の濫用の観点から実態調査を実施し、令和6年12月20日に、Web アンケート（同年9月開始）の回答を取りまとめ、中間結果として公表した。

（詳細については令和6年12月20日報道発表資料「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査の中間結果及び情報の募集について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14039453/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1220_foodsupplychain.html



5 生成AI関連市場に関する実態調査

近年、急速に発展している生成AIは、事業者の生産性の向上や多様なサービスの提供等、経済・社会に様々な便益をもたらし、また、既存のビジネスの革新、新たなビジネスモデルの創出を促す可能性から、新たなイノベーションを生み出すポテンシャルもあると考えられ、更なる発展が期待されている。他方で、生成AIに関する課題やリスクなど新たな問題も浮上してきている。著作権侵害、偽・誤情報等が社会を不安定化・混乱させるリスクとして指摘されているほか、競争政策上の観点からも潜在的なリスクが指摘されている。

そのため、公正取引委員会は、我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争

環境を維持し、生成A Iの持続的な進展を確保することにより、更なるイノベーションを生み出す観点から、また、生成A Iを健全な形で経済社会に実装させる観点も踏まえ、国内外の動向を含め、変化が速く成長著しい生成A I関連市場の実態を把握するための調査を開始することとし、令和6年10月2日、関係各方面から広く情報・意見を募集するため、ディスカッションペーパー「生成A Iを巡る競争」を公表した。

公表したディスカッションペーパーにおいては、生成A I関連市場の市場構造を、インフラストラクチャー、モデル、アプリケーションの3つのレイヤーに整理し、レイヤーごとに生成A I関連市場の状況を事実関係としてまとめている。また、そのような事実関係から想定される独占禁止法及び競争政策上の論点も提示している。

公正取引委員会は、寄せられた情報・意見を分析するとともに、これと並行して、関係省庁、海外当局、国内外の事業者や有識者にヒアリングを行うなどして、生成A I関連市場の実態の把握に向けて取り組んでいる。

(詳細については令和6年10月2日報道発表資料「「生成A Iを巡る競争」に関する情報・意見の募集について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13778723/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241002_generativeai.html



第3 イノベーションと競争政策に関する検討会

我が国の持続的な経済成長のためには、新たなサービスや新市場の創出につながるイノベーションの達成が不可欠である。また、デジタル経済の進展やビジネスのプラットフォーム化・エコシステム化に伴って、市場の独占・寡占化や固定化が進み、競争のダイナミズムが低下し得るとの懸念も指摘されている。このような経済環境の下で、イノベーションを促進し得る競争環境を確保することは、競争政策における重要かつ現代的な政策課題である。

企業行動がイノベーションへ与える影響は複雑かつ動的であるところ、競争政策においても、将来起こり得るイノベーションという長期的な競争環境に対する影響を適切に評価していくことが重要である。

公正取引委員会は、このような認識の下、それら実態に係るより深い理解や知見を得るため、経済取引局長主催の「イノベーションと競争政策に関する検討会」(座長 岡田羊祐 成城大学社会イノベーション学部教授(役職は令和6年6月10日時点))を開催し、同年6月28日に「イノベーションと競争政策に関する検討会」最終報告書を公表した。

本報告書は、企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について、経済学的知見等に基づき、理論的・体系的な整理を行い、その理論的整理を踏まえつつ、独占禁止法におけるイノベーションへの影響の評価について検討を行った結果を取りまとめたも

のである。

(詳細については後記を参照のこと。)

○公正取引委員会ウェブサイト「イノベーションと競争政策に関する検討会」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/innovation/index.html>



○令和6年6月28日報道発表資料「「イノベーションと競争政策に関する検討会」最終報告書について」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240628_keitorikikaku.html



第4 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、令和6年度末現在、保険業法等の16法律がある。

2 適用除外の見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

その後、令和2年11月27日に、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）が施行され、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行等（特定地域基盤企業等）の合併その他の行為について、適用除外の規定が設けられた。

なお、令和4年1月1日に、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が施行され、これまで適用除外の対象であった商業用レコードの二次使用料等に関する取決めに加え、放送番組のインターネット同時配信等（注）を行うに当たり、集中管理等が行われておらず、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公開されていない商業用レコードや映像実演等について権利者に支払う通常の使用料額に相当する補償金等に関する取決めにについても適用除外の対象となった。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、令和6年度末現在、17法律23制度となっている。

（注）「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（番組の放送間隔・有線放送間隔に応じて文化庁長官が定める期間内に行われるもの）

3 適用除外カルテル等

(1) 概要

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、価格、数量、販路等のカルテルを禁止しているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法（平成7年法律第105号）に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法（昭和26年法律第183号）等）に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、令和6年度末現在、35件となっている（内訳は附属資料3-2表を参照）。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテル等の動向

令和6年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテル等の処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテル等の動向は、第1表のとおりである。

第1表 令和6年度における適用除外カルテル等の処理状況

法律名	カルテル等の内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項 第1号、 第102条	第101条	同意 (第105条第1項)	0	所要の検討を行った結果、同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				2 (変更2)	
		地震保険				1 (変更1)	
		船舶保険	第101条第1項 第2号、 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
		損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の			自動車損害賠償責任保険	
地震保険	0						
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制		第42条第5号、 第43条	第93条	協議 (第94条第1項)	0	－
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第93条の3、 第94条、 第94条の3、 第95条、 第95条の3、 第96条の3、 第97条、 第97条の3	第93条の3、 第95条	通知 (施行令第45条の6第2項、 第49条の2第2項)	10	－
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限		第8条、 第9条	第10条	協議 (第13条第1項)	0	－
輸出入取引法	輸出入取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等		第5条、 第11条 第2項	第33条	通知 (第34条第1項)	0	－

第2部 各 論

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
道路運送法	生活路線確保のための共同経営、旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条、第19条	第18条	協議 (第19条の3第1項)	0	—
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号、第111条	第110条	協議 (第111条の3第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸、運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号、第111条	第110条	通知 (第111条の3第2項)	2 (締結2)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営、利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号、第29条	第28条	協議 (第29条の3第1項)	2 (締結2)	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
	<外航>運賃、料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号、第29条の2	第28条	通知 (第29条の4第1項)	30 (締結8) (変更22)	—
内航海運組合法	運賃、料金、運送条件、配船船腹、保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号、第10条、第12条	第18条	協議 (第65条第1項)	0	—
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条の6第1項)	0	—

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律	特定地域基盤企業等の合併等	第3条、第5条	第3条第1項	協議 (第5条第2項)	0	—
	地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	第9条、第11条、第13条第2項	第9条第2項	協議 (第11条第2項)	3 (締結1) (変更2)	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は、

- ① 航空保険事業、原子力保険事業、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合又はその内容を変更しようとする場合には、金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は、認可をする際には、公正取引委員会の同意を得ることとされている。

また、損害保険会社は、①及び②の保険について、共同行為を廃止した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、金融庁長官から同意を求められたものは3件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは8件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合又は変更しようとする場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、金融庁長官から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めるとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づく国内航空カルテルはない。

(4) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは2件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(7) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送

の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは2件であった。また、同年度末における同法に基づく内航海運カルテルは3件である。

(イ) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは30件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

ケ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく合併等及び共同経営

(7) 特定地域基盤企業等の合併等

特定地域基盤企業等が合併等を行う場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。主務大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされて

いる。

令和6年度において、主務大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末において実施期間内にある同法に基づく合併等に係る基盤的サービス維持計画は2件である。

(4) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営

地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が、共同経営に関する協定の締結等を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは3件であった。また、同年度末における同法に基づく共同経営に関する協定は7件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、独占禁止法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく協同組合の届出件数は、令和6年度において、208件であった（第2表及び附属資料3－9表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
協同組合届出件数	235	273	240	294	304	214	211	206	253	208

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている（以下「著作物6品目の再販適用除外」という。）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリング等を実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

(1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

(2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

(3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第5 競争評価に関する取組

1 競争評価の本格的実施

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）も行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け、当委員会は、競争評価の手法として、同月31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し、公表した。

また、これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年9月26日に公表し、その後、令和元年6月27日に、各府省における競争評価の実施状況を踏まえ、説明を追加するなどの改訂を行った。

改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は、令和6年度においては、総務省から競争評価チェックリストを158件受領し、その内容を精査した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第6 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。

令和6年度においては、国の本府省庁との連絡担当官会議を令和6年11月26日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。令和6年度においては、研修会を全国で42回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して256件の講師の派遣を行った。

第7 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業等が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要である。公正取引委員会は、企業等による独占禁止法コンプライアンスに関する取組を支援する観点から、これまで、独占禁止法コンプライアンスに関して様々な実態調査等を実施してきた。また、当委員会は、前記実態調査等の結果や各国・地域競争当局等における同様の取組を踏まえ、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」を作成し、令和5年12月に公表した。当委員会は、同ガイドの内容について企業等への周知・啓発に取り組んでいる。

他方で、近年においても、独占禁止法違反行為を行った企業等に対する排除措置命令において、コンプライアンス体制の構築を含む再発防止策の実行が命じられるなど、独占禁止法コンプライアンスが実効的に機能していないことが疑われる事案が引き続き発生している。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、令和6年10月8日以降、企業コンプライアンスに関する実態調査を実施している。